

市報第4号

損害賠償請求事件についての訴訟上の和解の専決処分報告

市長専決処分事項指定の件（昭和28年3月2日議決）により、平成31年4月19日次のように民事訴訟法に基づく訴訟上の和解をしたので、地方自治法第180条第2項の規定により報告する。

令和元年5月23日

横浜市長 林 文子

事件名 横浜地方裁判所平成29年（ワ）第2132号損害賠償請求事件

1 当事者

原告 保土ヶ谷区帷子町2丁目69番地

合資会社家本

代表社員 家 本 透

被告 横浜市

代表者

横浜市長 林 文子

2 和解条項

(1) 原告は、被告に対し、原告が所有する別紙物件目録1記載の土地（以下「本件1の土地」という。）について、本日、被告を地上権者とする下記内容の地上権を設定する。

ア 原因 本日設定

イ 目的 鋼管矢板及びJES函体（以下「本件地中埋蔵物」という。）の設置

ウ 範囲 東京湾平均海面の上4.8メートルから下10.7メートルまでの間

エ 存続期間 本日から本件地中埋蔵物存続期間中

オ 地 代 なし

- (2) 被告は、本和解成立後直ちに、別紙物件目録2記載の土地（以下「本件2の土地」という。）から本件1の土地を分筆するための登記手続を執るものとし、原告はこれに協力する。登記手続に要する費用は、原告の印鑑登録証明書取得費用は原告の、その余は被告の負担とする。
- (3) 前項の分筆登記手続が完了した後直ちに、被告は、本件1の土地について、第1項の地上権設定登記手続を執るものとし、原告はこれに協力する。登記手続に要する費用は、原告の印鑑登録証明書取得費用は原告の、その余は被告の負担とする。
- (4) 被告は、原告に対し、前項の地上権設定登記が完了した後30日以内に、地上権設定の補償として金2,082,546円を支払う。
- (5) 被告は、本日、原告から別紙物件目録3記載の土地（以下「本件3の土地」という。）の引渡しを受けるものとし、令和元年11月末日頃までをめぐりに、①本件1の土地に埋設された本件地中埋蔵物のうち地表面から地下2メートルまでの部分を撤去し、②本件3の土地全体を覆う舗装工事等を実施し、③本件3の土地上の別紙図面3の位置にフェンスを設置し、④同土地上の別紙図面1の点192付近に原告所有の稲荷社を移動（稲荷社の組立ては行わない。）した上で、本件3の土地及びフェンスを原告に引き渡す。本件地中埋蔵物の撤去、舗装工事等、フェンス設置及び稲荷社の移動に要する費用は、被告の負担とする。被告は、工事完了に際し、文書にて原告に工事完了を通知し、原告は、被告の立会いのもと確認を行い、双方で工事完了確

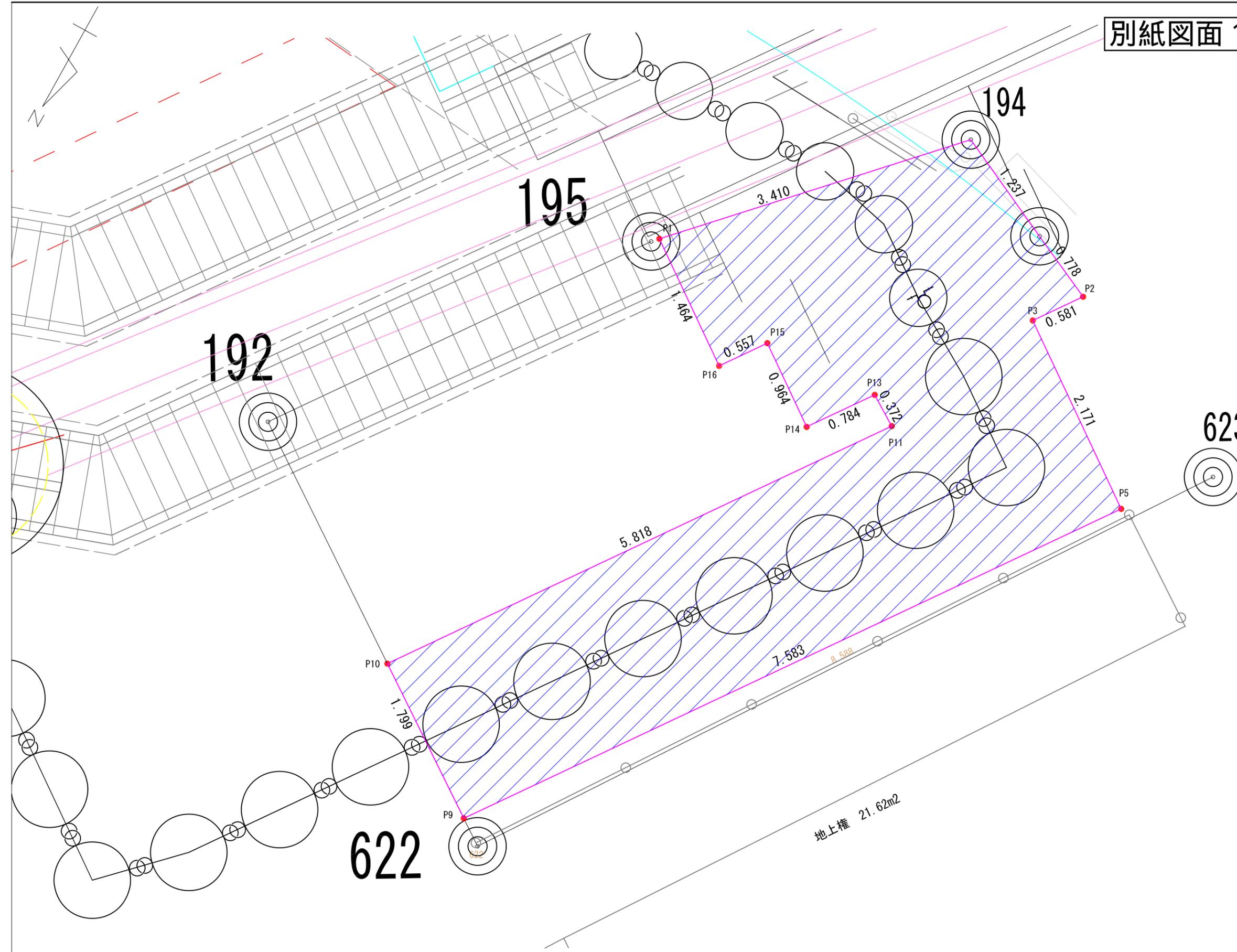
認書を取り交わすものとする。

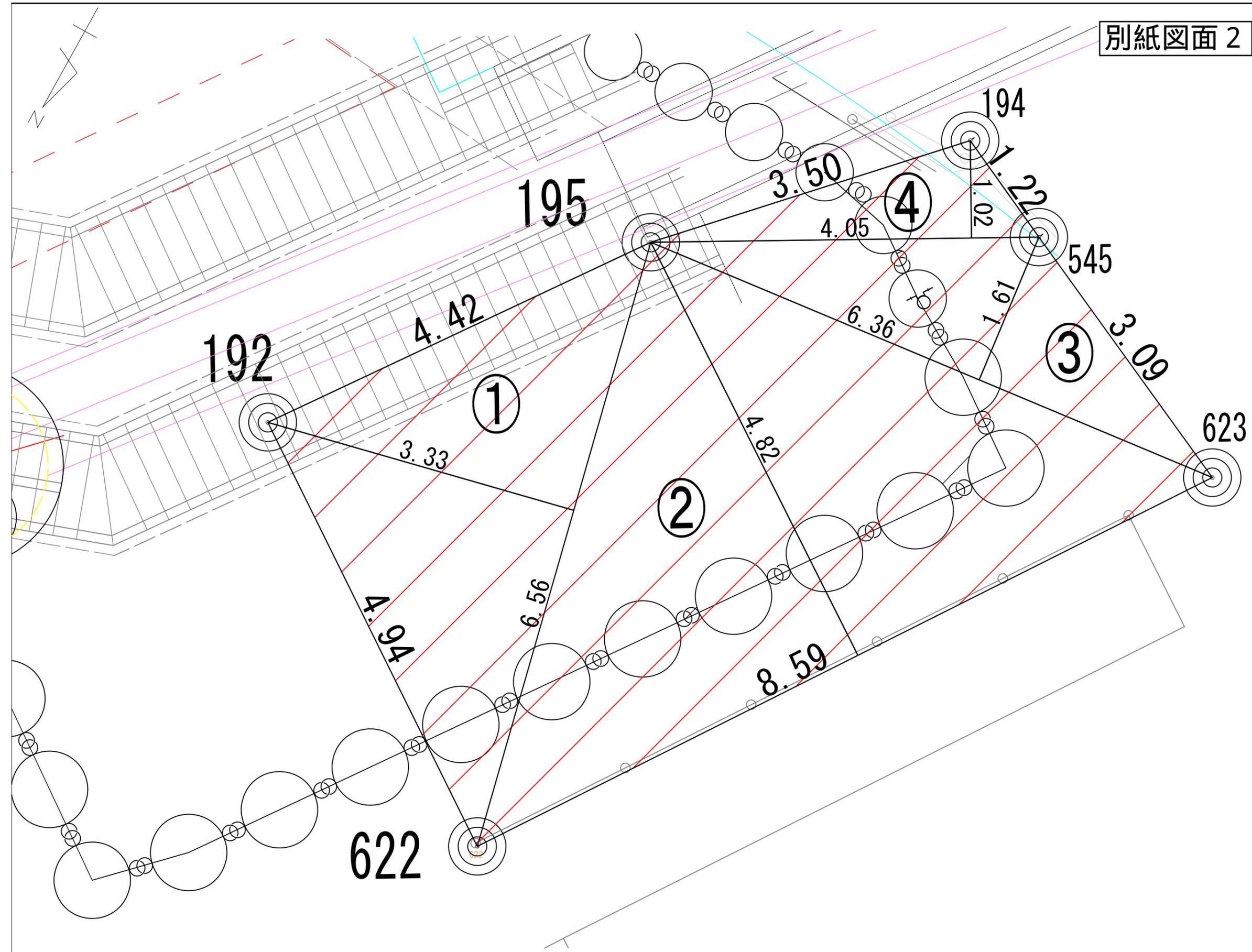
- (6) 原告と被告とは、前項の引渡期日が、工事の進捗により6箇月以内の範囲で短縮し、又は延長することがあり得ることをあらかじめ承認し、第7項の解決金の金額は引渡期日の変更によって増減しないものとする。ただし、引渡期日が6箇月を超えて変更された場合には、令和元年11月末日を基準として、1箇月当たり金65,000円の割合により月割計算（1箇月未満の日数は繰上げ）で精算する。
- (7) 被告は、原告に対し、本件解決金（平成29年4月1日から本日までの間に本件1の土地に本件地中埋蔵物が残置されたことにより原告に生じた損害に対する補償及び本日から第5項の引渡期日までの間の本件3の土地の使用料を含む。）として金2,308,642円の支払義務があることを認める。
- (8) 被告は、原告に対し、前項の解決金を、令和元年6月28日限り、原告指定の預金口座に振り込む方法により支払う。送金手数料は、被告の負担とする。
- (9) 被告は、原告に対し、原告と被告間に明確な合意がないまま、本件1の土地に本件地中埋蔵物を残置したことについて、遺憾の意を表する。
- (10) 原告は、その余の請求を放棄する。
- (11) 原告と被告とは、本和解条項に定めるほか、原告と被告とが確認した平成31年1月23日付け「損傷箇所確認書」記載の復旧工事又は補償費用を除き、何らの債権債務関係のないことを相互に確認する。
- (12) 訴訟費用は各自の負担とする。

物件目録

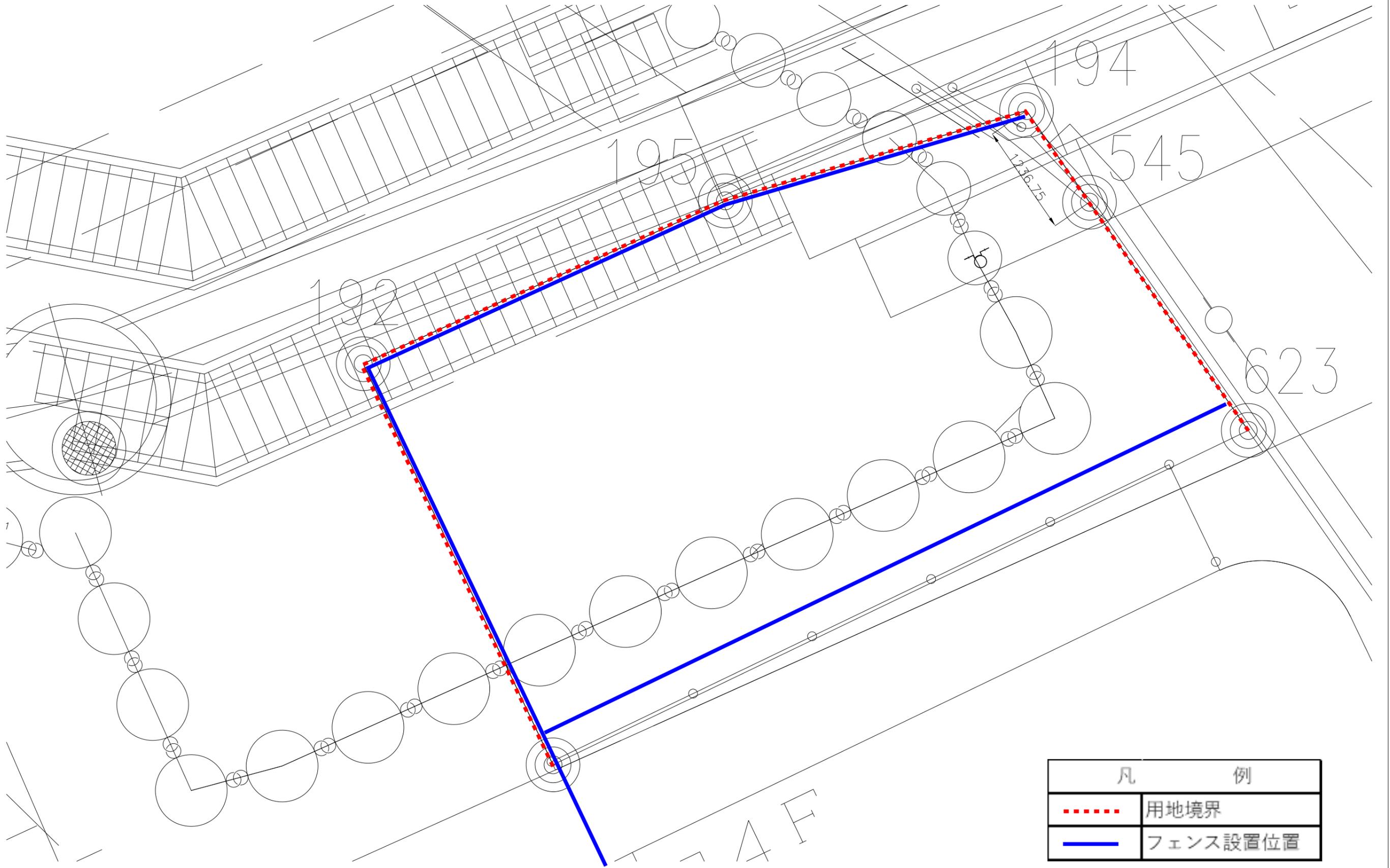
- 1 所在 保土ヶ谷区帷子町2丁目  
地番 69番の1  
地目 宅地  
地積 410.60平方メートル  
のうち、別紙図面1の斜線部分の土地 21.62平方メートル
  
- 2 所在 保土ヶ谷区帷子町2丁目  
地番 69番の1  
地目 宅地  
地積 410.60平方メートル
  
- 3 所在 保土ヶ谷区帷子町2丁目  
地番 69番の1  
地目 宅地  
地積 410.60平方メートル  
のうち、別紙図面2の斜線部分の土地 38.80平方メートル

別紙図面 1





別紙図面3



凡	例
	用地境界
	フェンス設置位置



**参 考****事件の概要**

- 1 平成14年5月から  
平成29年3月まで 横浜市は、今井川改修工事の施工に伴う仮水路設置等のため、合資会社家本（以下「原告」という。）所有の土地につき原告と一時使用賃貸借契約（以下「本件契約」という。）を締結し、当該土地を借り受けた。
- 2 平成29年3月29日 横浜市は、当該土地に埋設した鋼管矢板等の撤去による影響を検討した結果、近接する原告所有のビルに損傷が生じる可能性があること等から撤去は不可能である旨を原告に通知した。
- 3 平成29年5月22日 原告は、当該土地に埋設された鋼管矢板等を撤去しないことが本件契約に定められた原状回復義務に違反するとして、横浜市に対し、268,228,219円の損害賠償を請求して横浜地方裁判所に訴えを提起した。
- 4 平成29年6月から  
平成31年3月まで 横浜市が応訴し、口頭弁論が進められたが、その後民事訴訟法に基づく訴訟上の和解の試みが裁判所により行われた。
- 5 平成31年4月19日 横浜市と原告との間に和解が成立した。

**市長専決処分事項指定の件（抜粋）**

地方自治法第180条第1項の規定により、次に掲げる事項中異例

に属するもののほか、市長において専決処分にすることができる。

(第1号省略)

- (2) 民事訴訟法に基づく訴訟上の和解(第5号に規定するものを除く。)に関する事。

(第3号から第8号まで省略)

#### 地方自治法(抜粋)

第180条 普通地方公共団体の議会の権限に属する軽易な事項で、その議決により特に指定したものは、普通地方公共団体の長において、これを専決処分にすることができる。

前項の規定により専決処分をしたときは、普通地方公共団体の長は、これを議会に報告しなければならない。